

承認後の変更届 Q&A

よくあるご質問と回答

【カテゴリー】

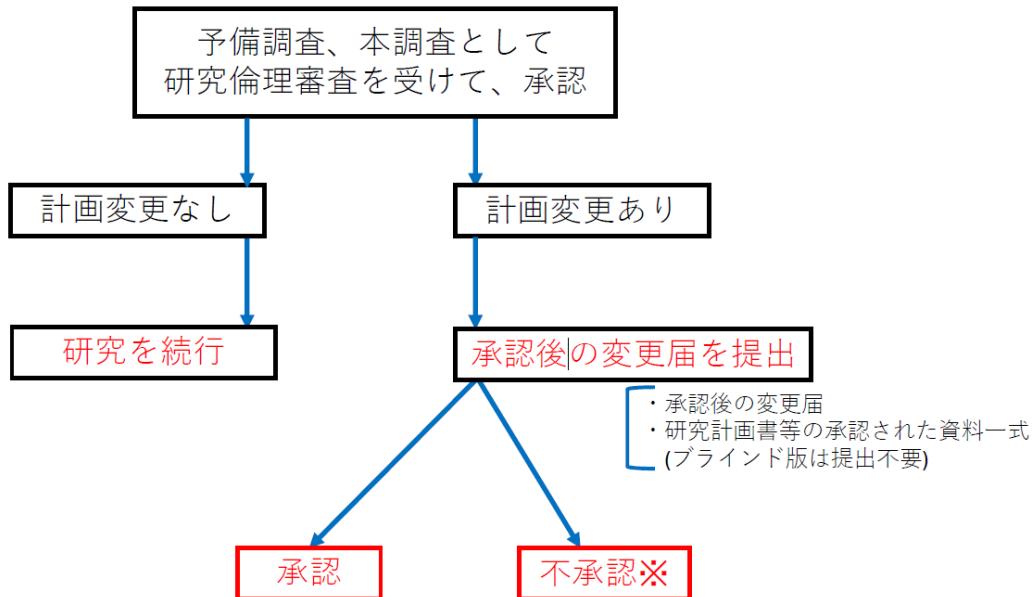
※関連する項目については、区分に限らず参考にしてください。

1. 【研究倫理審査を受けて承認された方へ】・・・・・・・・・・・・ p. 2
承認後の変更届の一般的な流れ

2. 【博士後期課程・予備調査として承認を受けた方へ】・・・・・・ p. 5
博士審査会における研究計画書の審査前に承認を受けた場合

2026. 1. 15 改訂

1. 【研究倫理審査を受けて承認された方へ】



※変更届の提出前に研究計画から逸脱した状態で研究を続行された場合、
後から変更届を提出されても受理することは出来ません。

その場合は、逸脱報告書（様式4）の提出が必要となります。

承認された研究計画から変更が発生した時点で速やかに変更届をご提出ください。

Q1. 研究倫理審査を受けて承認されましたが、その後、研究計画を変更しなければならなくなりました。どうしたら良いでしょうか。

A. 変更予定の研究計画を実施する前に、本委員会へ「承認後の変更届」、最新版の「研究計画書」、「資料（変更・追加があった資料だけでなく、すべての資料）」を提出してください。なお、研究計画書には下線・マーカー・赤字などで変更点がわかるように記してください。

Q2. 研究実施期間を延長し、研究参加者の募集人数も10名に増やしたいと思います。募集方法の変更はないので、研究倫理にかかる部分の変更はありません。届け出は必要ですか。

A. はい。変更予定の研究計画を実施する前に、本委員会へ「承認後の変更届」、最新版の「研究計画書」、「資料（変更・追加があった資料だけでなく、すべての資料）」を提出してください。研究計画書および資料には、下線・マーカー・赤字などで変更点がわかるように記してください。なお、データ収集期間の延長あるいは短縮は、承認を受けた研究計画書に記載されている研究実施期間内であれば、届け出は不要です。

Q3. 「承認後の変更届」を提出する際、「研究倫理審査・実施許可申請書（様式1）」も提出するのでしょうか。

A. いいえ。「研究倫理審査・実施許可申請書（様式1）」の提出は必要ありません。「承認後の変更届」、最新版の「研究計画書」、「資料（変更・追加があった資料だけでなく、すべての資料）」を提出してください。なお、研究計画書には下線・マーカー・赤字などで変更点がわかるように記してください。

Q4. 研究倫理審査委員会で承認を受けた後、フィールドとなる施設の研究倫理審査などからの指摘を受け、研究参加者（対象者）に対する依頼書の表現、承諾書の内容の一部を修正しました。どうしたら良いのでしょうか。

A. 変更予定の研究計画を実施する前に、本委員会へ「承認後の変更届」、最新版の「研究計画書」、「資料（変更・追加があった資料だけでなく、すべての資料）」を提出してください。なお、研究計画書には下線・マーカー・赤字などで変更点がわかるように記してください。

Q5. 研究倫理審査委員会で承認を受けた後、研究計画の変更があった場合、「承認後の変更届」のレベルなのか、再審査を申請した方がよいのか、どう判断すれば良いのかわかりません。どうしたら良いのでしょうか。

A. 研究のデザインを変更することで、今まで審議されなかった倫理的配慮が新たに必要になる場合は、再審査申請を行ってください。なお、「承認後の変更届」を提出いただいた場合でも、委員会での審議により、再審査申請をしていただくことがあります。不明な点は研究倫理審査委員会に相談してください。学部生、大学院生の場合は、指導教員にまず相談してください。

Q6. 研究倫理審査委員会で承認を受けた後、研究計画を変更せざるを得ない状況になりました。ですが、海外でのフィールドワーク中の出来事であったため、インターネット接続に制限があり、計画の変更を届け出ることができませんでした。そのため、フィールドと適宜調整しながら実施し、現時点ではデータ収集をほぼ終えています。どうしたら良いのでしょうか。

A. 原則として、変更予定の研究計画を実施する前に、本委員会へ「承認後の変更届」、最新版の「研究計画書」、「資料（変更・追加があった資料だけでなく、すべての資料）」を提出していただくなっています。今回のケースでは、データ収集後の申請となりますので、変更届の承認はできません。変更届ではなく「倫理指針不適合および研究実施計画書からの逸脱に関する報告書」（様式4）を提出してください。その際、変更の届け出が遅れた理由および（研究倫理にかかる部分に変更があった場合には）特にどのような配慮を行い実施したかについても、必ず記載してください。

やむを得ず書類の提出が遅れる場合でも、変更前に必ず研究倫理審査委員会へ変更内容をお知らせください。特に、学部生、大学院生の場合は、必ず指導教員に相談し、指導教員を通じて研究倫理審査委員会に事前に連絡してください。

Q7. 「承認後の変更届」を提出した場合、どのくらいで返事をいただけるのでしょうか。

A. 通常ですと、1週間以内で回答できるよう、迅速な対応に努めています。ただし、提出された書類に不備がある場合や、「承認後の変更届」を提出していただいても再審査の対象となり得る場合には、研究倫理審査委員会での審議が必要になるため、数週間要することがあります。

Q8. 研究倫理審査の承認を受けた後、指導教員の変更がありました。どうしたら良いでしょうか。

A. 速やかに本委員会へ「承認後の変更届」、最新版の「研究計画書」を提出してください。

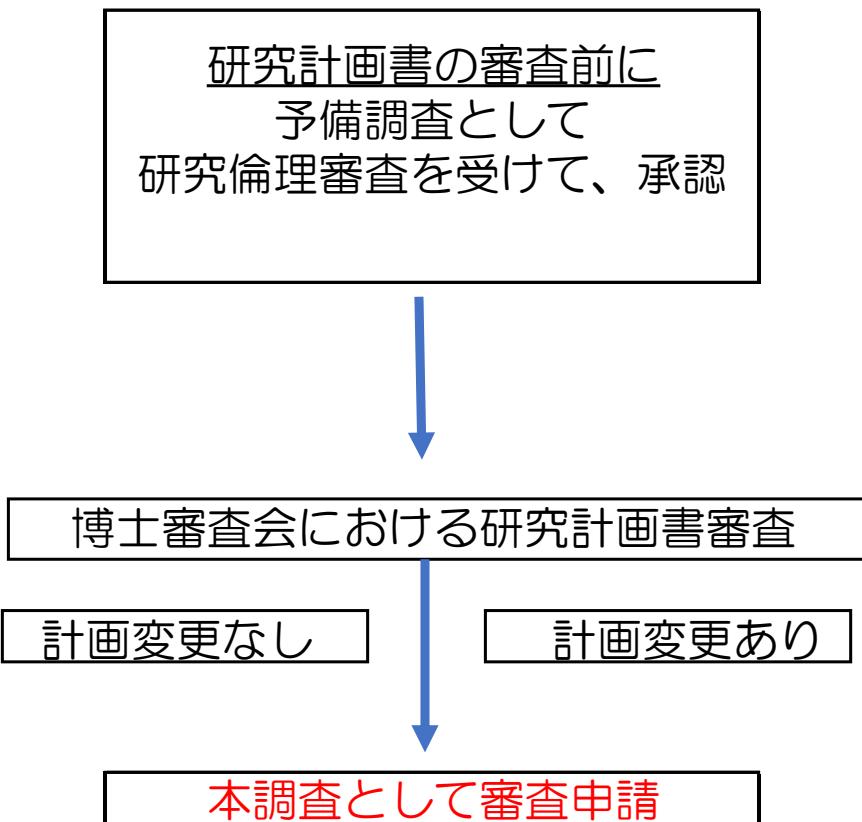
Q9. 研究組織に共同研究者として新規メンバーを追加することにしました。何か届け出が必要でしょうか。

A. 速やかに本委員会へ「承認後の変更届」、最新版の「研究計画書」を提出してください。共同研究者の所属が変更になった場合も、同様に手続きしてください。

Q10. 結果を分析する過程で目的が焦点化され、研究のテーマと目的の表現が少し変わりました。何か届け出が必要でしょうか。

A. すでに研究計画書通りに研究が実施され、データ収集が終了した後に生じた研究テーマ・目的・意義の変更については、「承認後の変更届」は不要です。課題名が変更となった場合、研究終了報告書には申請時の題目を記載してください。

2. 【博士後期課程・予備調査として承認を受けた方へ】



QD1. 博士後期課程の学生です。博士審査会において研究計画書の審査を受ける前に、研究倫理審査委員会の予備調査の審査を受け、承認されました。これから本調査を行いたいのですが、どうしたら良いでしょうか。

A. 本調査として、新たに審査を受けてください。「研究倫理審査・実施許可申請書（様式1）」、「研究計画書」、「資料（変更・追加があった資料だけでなく、すべての資料）」を新規申請として提出してください。